

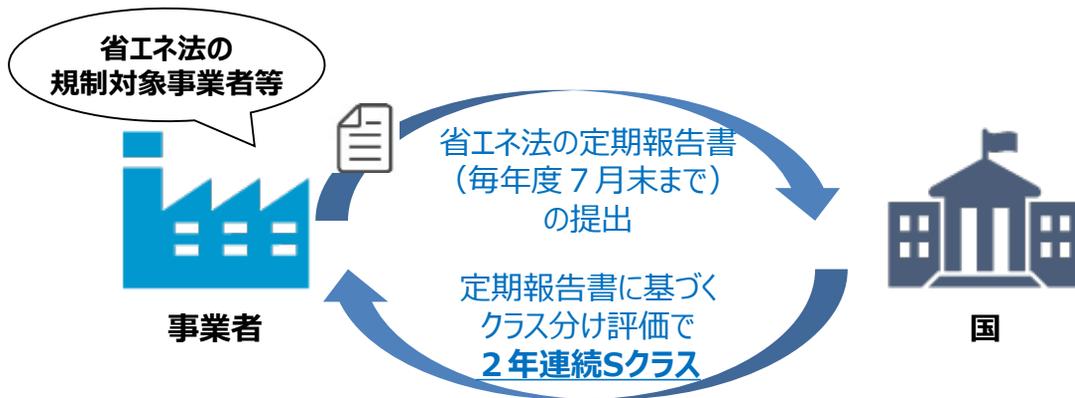
省エネ再エネ高度化投資促進税制

省エネ促進税制のご案内

- 「省エネ促進税制」は、ボイラーやヒートポンプ等の高度省エネルギー増進設備等を取得した場合に、税制の優遇措置を受けることができます。
- 省エネ投資の実施にあたり、本税制の活用を前広にご検討下さい。

省エネ促進税制の主な要件

- ✓ 設備等の取得者が、省エネ法上の特定事業者、特定連鎖化事業者（加盟者を含む）等であって、**事業者クラス分け評価制度で2年連続S評価**である。



- ✓ 毎年度7月末までに提出することとされている「**中長期計画書**」に記載された**高度省エネルギー増進設備等**を取得するものである。

対象設備 (例)



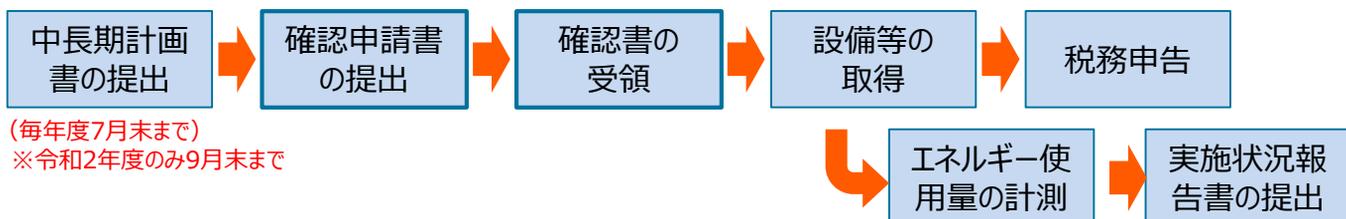
高性能ボイラー

産業用ヒートポンプ
(ターボ冷凍機、吸収式冷凍機含む)

コージェネレーション

- ✓ 2年連続Sクラスであった翌年度中に、「**確認申請書**」を各経済産業局等に提出し、**「確認書」の交付を受けている。**

〔一般的な手続きの流れ〕



※設備等の取得後に確認申請書を提出することも認められています

対象事業者

・青色申告書を提出する個人又は法人であって、省エネ法の特定事業者・特定連鎖化事業者等・認定管理統括事業者等のうち、事業者クラス分け評価制度（※1）において、2年連続「S評価」となった事業者。

・なお、認定管理統括事業者等は、令和元年度及び令和2年度に提出した定期報告書に基づくクラス分け評価が2年連続「S評価」を受ける必要があるため、令和3年度より申請が可能。

措置内容

・取得価額の20%の特別償却。中小事業者等は、取得価額の7%の税額控除との選択適用が可能

対象期間

・本税制の対象となる設備等の取得期間は、令和4年3月31日まで。

・設備等の取得後に確認申請書を提出した場合においても、税制措置を受けることが可能。

対象設備

以下2つの要件をいずれも満たす機械装置、器具備品、建物附属設備及び構築物。

- i 確認申請書を提出する年度又は直近2年度内に提出した中長期的な計画（※2）に記載されている設備等
- ii 業種等の分類に応じて定められた、高度省エネルギー増進設備等（※3）に該当

（※1）事業者クラス分け評価制度とは・・・

省エネ法の定期報告書を提出する全ての事業者について、提出された定期報告書をもとに事業者の省エネ水準をS・A・B・Cの4段階へクラス分けするものです。詳細は資源エネルギー庁ホームページをご参照ください。

（https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/institution/index.html）

（※2）中長期的な計画とは・・・

省エネ法第15条第1項、第26条第1項又は第37条第1項の規定に基づき、特定事業者等が毎年度7月末までに経済産業局等に提出することとされている中長期計画書のことです。

（※3）高度省エネルギー増進設備等とは・・・

業種等の分類に応じて定められた、「製造業関連高度省エネルギー増進設備等」、「鉱業等関連高度省エネルギー増進設備等」、「上水道業等関連高度省エネルギー増進設備等」、「事務所等関連高度省エネルギー増進設備等」の総称です。具体的な設備等については、P4～8又は以下の資源エネルギー庁ホームページよりご確認ください。

（https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/information/180323a/001/）

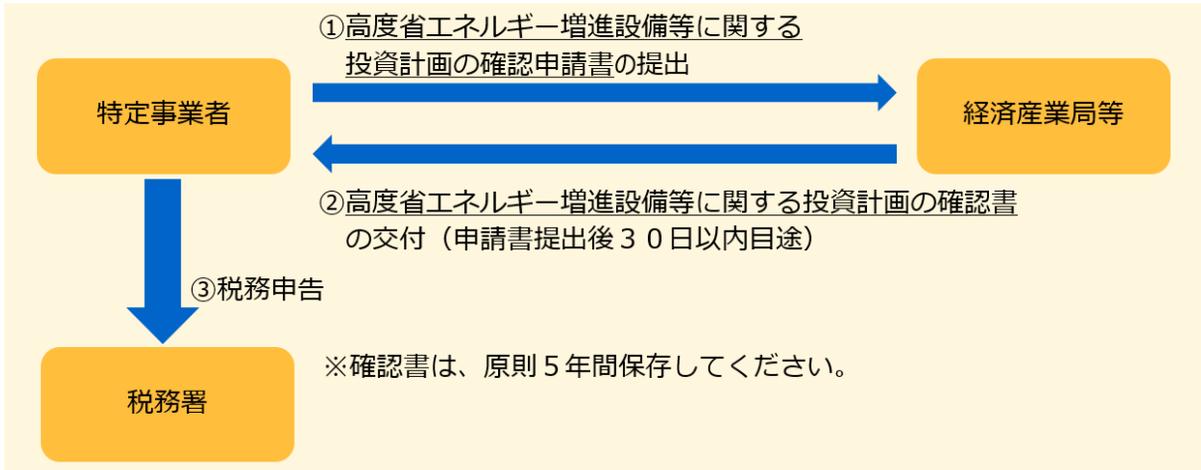
（https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/information/180323a/002/）

適用手続き

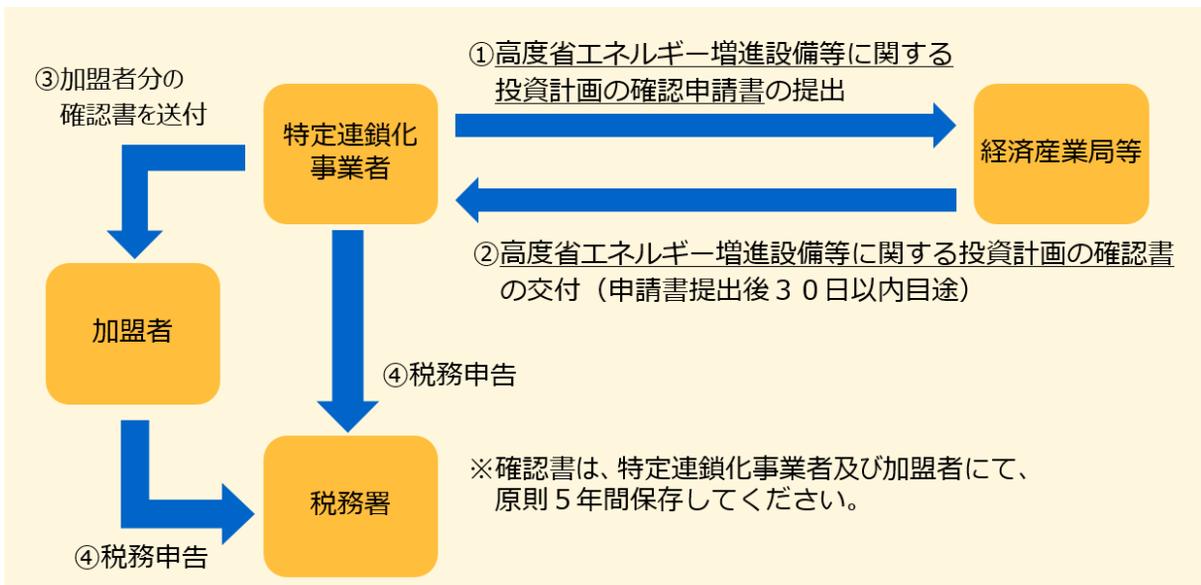
・本税措置を受けようとする事業者は、設備等の取得者によって、それぞれ以下のとおり申請ください。

- ① 特定事業者が取得する場合 ⇨ **特定事業者が申請**
- ② 特定連鎖化事業者が取得する場合 ⇨ **特定連鎖化事業者が申請**
- ③ 加盟者が取得する場合 ⇨ 加盟者の設備等を取りまとめ、特定連鎖化事業者が申請

【特定事業者が申請者となる場合】



【特定連鎖化事業者が申請者となる場合】



その他

➤ 本税制の適用を受けようとする事業者は、資源エネルギー庁のホームページにて制度の詳細や必要手続き等をご確認ください。

(http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/information/180323a/)

➤ 国又は地方公共団体の補助金等の交付を受けて取得等をした設備等は適用対象外です。

➤ 設備等の導入後、実施状況報告書を作成し、経済産業局等に提出してください。

対象設備①

「製造業等関連高度省エネルギー増進設備等」
 「鉱業等関連高度省エネルギー増進設備等」
 「上水道業等関連高度省エネルギー増進設備等」

対象事業

特定事業者又は認定管理統括事業者が行う
 製造業、鉱業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業、上水道業、下水道業、廃棄物処理業

設備区分	設備・システム名	具体的内容
ボイラー	潜熱回収型ボイラー	排ガス中の潜熱を回収することにより熱効率を高めたもの。
	高効率ボイラー	ボイラーの燃焼排熱を空気又は給水予熱に利用し、かつ定格時空気比が1.2以下であって、効率が90%以上（低位発熱量基準）のもの。ただし、貫流ボイラーについては効率が95%以上（低位発熱量基準）のもの。
	高効率温水ボイラー又は高効率温水発生機	次のいずれかの効率を満たすもの。 ① 温水ボイラーについては排ガス温度を250℃以下とする熱交換器を有し、定格時空気比1.2以下であって、効率が88%以上（低位発熱量基準）のもの。 ② 温水発生機については効率が95%以上（低位発熱量基準）のもの。
	廃熱利用ボイラー	他プロセスの排ガスの顕熱を利用したもの。
産業用 ヒートポンプ	高効率ヒートポンプ式熱源装置	ヒートポンプサイクルにより、蒸気、温水、冷水又は熱風を効率的に作る熱源装置。次のいずれかの機器に該当する場合には、当該機器の基準を満たすもの。 ① チリングユニット（冷暖房用の空冷式のチリングユニットについては定格冷房能力及び定格暖房能力をそれぞれの定格消費電力で除して得た数値の平均値が3.0以上のもの。冷暖房用の水冷式のチリングユニットについては定格冷房能力を定格冷房消費電力で除して得た数値が3.3以上のもの。） ② ターボ冷凍機（定格運転時に成績係数（COP）が6程度以上のもの） ③ 吸収式冷凍機又は吸収式冷温水機（吸収式冷凍機については定格消費熱電効率が1.2以上のもの。吸収式冷温水機については定格冷房能力を定格ガス消費量又は定格石油消費量で除して得た数値が1.1以上のもの。） ④ 高温水ヒートポンプ（別表に掲げる基準を満たすもの） ⑤ 循環加温ヒートポンプ（別表に掲げる基準を満たすもの） ⑥ 熱風ヒートポンプ（別表に掲げる基準を満たすもの） ⑦ 蒸気発生ヒートポンプ（別表に掲げる基準を満たすもの）
	地中熱利用ヒートポンプシステム	年間を通じて温度変化の小さい地中熱を、熱交換用のパイプを通じ、又は直接的に熱源の一部として使用するヒートポンプシステム。

対象設備①

設備区分	設備・システム名	具体的内容
コージェネレーション設備	エンジン式コージェネレーション設備	ガスエンジン、ディーゼルエンジンを原動機とし、軸動力を発電機・圧縮機等の駆動力として利用するとともに、エンジン冷却水と排ガスから排熱を回収して熱源として利用するものであって、総合効率が82%以上（低位発熱量基準）又は発電効率が41%以上（低位発熱量基準）のもの。特に動力又は電力需要とともに主として温水需要が大きい場合に有効。
	ガスタービン式コージェネレーション設備	ガスタービンを原動機とし、軸動力を発電機・圧縮機等の駆動力として利用するとともに、排ガスから排熱を回収して熱源として利用するものであって、総合効率が82%以上（低位発熱量基準）又は発電効率が41%以上（低位発熱量基準）のもの。特に動力又は電力需要とともに主として蒸気需要が大きい場合に有効。また、需要バランスが不規則な場合には、熱と電気の出力バランスを調整できるものが有効。
	燃料電池コージェネレーションシステム	原動機の代わりに燃料電池を使用して電力及び温水又は蒸気を発生させ利用するものであって、総合効率が82%以上（低位発熱量基準）又は発電効率が41%以上（低位発熱量基準）のもの。電力需要とともに温水又は蒸気需要が大きい場合に有効。
モータ	高効率誘導モータ	ハイグレードの鉄心の採用と巻線の改善や冷却扇の改善により汎用型に比べ損失を低減したもの。特定エネルギー消費機器に該当する場合には、トップランナー基準を満たすもの。ただし、防爆型モータを使用しなければならない場合を除く
	永久磁石同期モータ	ロータの内部に永久磁石を埋め込んだ回転界磁式の同期モータ。インバーターと組み合わせて高効率可変速運転ができる。改正前の手引きは省略していたが、改正に当たり、省エネ増進設備の記載と一致させることにした。
	極数変換モータ	モータの極数を切り替えることにより回転数を段階的に切り替えることができるもの。速度変換要求が固定2、3段でよい負荷のある場合に有効。
変圧器	高効率変圧器	低損失磁性体材料を使用した変圧器及び低損失構造の変圧器。特定エネルギー消費機器に該当する場合には、トップランナー基準を満たすもの。
EMS	総合エネルギー管理システム	IoT・AI等の活用により、主要設備ごと、設備群ごと、ラインごと等のエネルギー管理に必要な設備の監視機能、操作制御機能、記録機能及び設備管理機能等が必要度に応じて組み込まれたもの。

＜備考＞

※ 令和2年度税制改正において、工業炉は対象外となりました。

別表

種別	性能区分	基準値の算出条件	基準値 (COP)
高温水ヒートポンプ※	加熱能力が 100kW未満	温水出口温度が65℃かつ熱源水 入口温度が15℃	2.62 以上
		温水出口温度が65℃かつ熱源水 入口温度が30℃	3.35 以上
		温水出口温度が65℃かつ熱源水 入口温度が45℃	3.49 以上
	加熱能力が 100kW以上	温水出口温度が65℃かつ熱源水 入口温度が15℃	2.70 以上
		温水出口温度が65℃かつ熱源水 入口温度が30℃	3.39 以上
		温水出口温度が65℃かつ熱源水 入口温度が45℃	4.56 以上
		温水出口温度が90℃かつ熱源水 入口温度が15℃	2.69 以上
		温水出口温度が90℃かつ熱源水 入口温度が30℃	3.15 以上
		温水出口温度が90℃かつ熱源水 入口温度が45℃	3.09 以上
循環加温ヒートポンプ	—	次に掲げる条件におけるCOPの 平均値 ①温水出口温度が65℃かつ冬期の 吸込空気温度が7℃ ②温水出口温度が65℃かつ中間期 の吸込空気温度が16℃ ③温水出口温度が65℃かつ夏期の 吸込空気温度が25℃	2.66 以上
熱風ヒートポンプ	水熱源方式	空気入口温度が20℃、熱風供給 温度が100℃、熱源水入口温度が 30℃かつ熱源水出口温度が25℃	3.44 以上
	空気熱源方式	空気入口温度が20℃、熱風供給 温度が80℃、外気温度が25℃か つ外気相対湿度が70%	3.50 以上
蒸気発生ヒートポンプ	—	蒸気供給温度が120℃かつ熱源水 入口温度が65℃	3.53 以上
		蒸気供給温度が150℃かつ熱源水 入口温度が90℃	3.00 以上
		蒸気供給温度が165℃かつ熱源水 入口温度が70℃	2.46 以上

<備考>

※ 下水熱や工場排水等の未利用熱を熱源水として活用するヒートポンプが有効。

対象設備②

設備区分	設備・システム名	具体的内容
「事務所等関連高度省エネルギー増進設備等」		対象事業
		<ol style="list-style-type: none"> 1 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者が行う、対象設備①に該当する業種以外の業種 2 加盟者が行う連鎖化事業に係る業種
ボイラー	潜熱回収型ボイラー	排ガス中の潜熱を回収することにより熱効率を高めたもの。
	高効率ボイラー	ボイラーの燃焼排熱を空気又は給水予熱に利用し、かつ定格時空気比が1.2以下であって、効率が90%以上（低位発熱量基準）のもの。ただし、貫流ボイラーについては効率が95%以上（低位発熱量基準）のもの。
	高効率温水ボイラー又は高効率温水発生機	次のいずれかの効率を満たすもの。 ア. 温水ボイラーについては排ガス温度を250℃以下とする熱交換器を有し、定格時空気比1.2以下であって、効率が88%以上（低位発熱量基準）のもの。 イ. 温水発生機については効率が95%以上（低位発熱量基準）のもの。
コージェネレーション設備	エンジン式コージェネレーション設備	ガスエンジン、ディーゼルエンジンを原動機とし、軸動力を発電機・圧縮機等の駆動力として利用するとともに、エンジン冷却水と排ガスから排熱を回収して熱源として利用するものであって、総合効率が82%以上（低位発熱量基準）又は発電効率が41%以上（低位発熱量基準）のもの。特に動力又は電力需要とともに主として温水需要が大きい場合に有効。
	ガスタービン式コージェネレーション設備	ガスタービンを原動機とし、軸動力を発電機・圧縮機等の駆動力として利用するとともに、排ガスから排熱を回収して熱源として利用するものであって、総合効率が82%以上（低位発熱量基準）又は発電効率が41%以上（低位発熱量基準）のもの。特に動力又は電力需要とともに主として蒸気需要が大きい場合に有効。また、需要バランスが不規則な場合には、熱と電気の出力バランスを調整できるものが有効。
	燃料電池コージェネレーションシステム	原動機の代わりに燃料電池を使用して電力及び温水又は蒸気を発生させ利用するものであって、総合効率が82%以上（低位発熱量基準）又は発電効率が41%以上（低位発熱量基準）のもの。電力需要とともに温水又は蒸気需要が大きい場合に有効。

対象設備②

設備区分	設備・システム名	具体的内容
変圧器	高効率変圧器	低損失磁性体材料を使用した変圧器及び低損失構造の変圧器。特定エネルギー消費機器に該当する場合には、トップランナー基準を満たすもの。
モータ	高効率誘導モータ	ハイグレードの鉄心の採用と巻線の改善や冷却扇の改善により汎用型に比べ損失を改善した誘導モータ。特定エネルギー消費機器に該当する場合には、トップランナー基準を満たすもの。
	永久磁石同期モータ	回転子に永久磁石（PM）を使用した同期モータであり、2次巻線に電力を投入しなくても良いため高効率である。
	極数変換モータ	固定子巻線の極数を切り替えることにより回転数を段階的に切り替えることができる誘導モータ。速度変換の要求が固定の場合に有効。
EMS	BEMS	空気調和設備、電気使用設備、ボイラー設備、給湯設備等を統合的に管理し、総合した消費エネルギーが最小になるように自動制御する機能を有するもの。

お問合せ先

本税制に関するお問合せは、省エネ法の定期報告書及び中長期計画書を提出している各経済産業局等又は資源エネルギー庁省エネルギー課までご連絡ください。

お問合せ先 申請書類等提出先	管轄地域	所在地	電話番号 (FAX番号)
北海道経済産業局 エネルギー対策課	北海道	〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第一合同庁舎	011-709-1753 (011-726-7474)
東北経済産業局 エネルギー対策課	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	022-221-4932 (022-213-0757)
関東経済産業局 省エネルギー対策課	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、新潟県、 山梨県、長野県、静岡県	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎一号館	048-600-0362 (048-601-1302)
中部経済産業局 エネルギー対策課	富山県、石川県、岐阜県、 愛知県、三重県	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2775 (052-951-2568)
近畿経済産業局 エネルギー対策課	福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎一号館	06-6966-6051 (06-6966-6089)
中国経済産業局 エネルギー対策課	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎二号館	082-224-5741 (082-224-5647)
四国経済産業局 エネルギー対策課	徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8535 (087-811-8560)
九州経済産業局 エネルギー対策課	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館	092-482-5474 (092-482-5962)
沖縄総合事務局 経済産業部 エネルギー対策課	沖縄県	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-1759 (098-860-3710)

【 資源エネルギー庁 省エネルギー課 】

電話：03-3501-9726

E-mail：shouenezeisei@meti.go.jp